参考　用語一覧

あ 行

アクセス

目的地へ到達すること。または、その手段のこと。

インフラ

道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園など、生活や経済活動の基盤を形成する施設のこと。

雨水管渠

雨水を放流先まで円滑に流下させる管路施設のうち、主にマンホールとマンホールとの間を結ぶ地中埋設管等のこと。

雨水排水網

網状に張り巡らされた雨水管渠の配置のこと。

か 行

海岸保全施設

津波や高潮等による海水の侵入、または海水による侵食から、海岸を防護するための施設のこと。

開発行為

都市計画法に基づき、建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる土地の区画形質の変更のこと。

家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲のこと。

河道拡幅

より多くの洪水を流せるようにするため、河川の幅を広げることで、洪水が流れる面積を広くする工法のこと。

河道浚渫

より多くの洪水を流せるようにするため、川底の土砂を取り除くことで、洪水が流れる面積を広くする工法のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの等について、都道府県知事が指定した区域のこと。

洪水浸水想定区域

水防法に基づき、洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川のうち、その河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

交通空白地

電車の駅やバスの停留所が徒歩圏内に存在せず、公共交通が利用しづらい地域のこと。

交通ネットワーク

鉄道・バスなどの交通により、駅などの拠点と住宅地間を結ぶネットワークのこと。

公的不動産

地方公共団体が所有する不動産のこと。

護岸

河川の水の流れによって、川岸や堤防が削られることを防止するための構造物のこと。

国勢調査

国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、統計法に基づき、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象として、５年に１度行われる国の最も重要な統計調査のこと。

さ 行

災害リスク

自然災害等による被災の危険性のこと。

市街化区域

都市計画法に基づき、都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域について、都道府県知事が指定した区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法に基づき、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域について、都道府県知事が指定した区域のこと。

自然動態

出生、死亡によって生じる人口増減の変化のこと。

社会動態

他地域からの転入、あるいは他地域への転出によって生じる人口増減の変化のこと。

新型コロナウイルス感染症

国際正式名称を COVID-19 といい、2019 年に発生し世界的に拡大した呼吸器の感染症のこと。

人口カバー率

市全体の人口に対して、施設や駅・バス停からの圏域内の人口が占める割合のこと。

人口集中地区（ＤＩＤ）

国勢調査により設定された地区で、原則、人口密度がヘクタール当り40人以上の基本単位区等が市区町村の域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

浸水予想図

水防法の指定区間外の河川（上流部や支川）について、その河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を示した図のこと。

垂直避難

大雨や台風といった水災害が発生した場合に、浸水から身を守るために、自らが居る建物の上階へ移動する避難方法のこと。

生産年齢人口

年齢が 15～64 歳の人口のこと。

総代区

一定の地域に住む方々で組織・運営を行い、地域における様々な問題解決に取組んでいる住民自治組織のこと。

ソフト対策

ハザードマップの作成や避難体制の整備、土地利用規制等により、自然災害による被害を防止・軽減する対策のこと。

た 行

高潮浸水想定区域

水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域について、都道府県知事が指定した区域のこと。

地域包括ケア

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する支援のこと。

地区計画

都市計画法に基づき、その地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める制度のこと。

築堤

盛土などにより堤防を築くこと。

昼夜率

夜間人口に対する昼間人口の比率のこと。

昼間人口：市に常駐する人口（夜間人口）に他の都市から通勤・通学などによる流入人口を足し、市から他都市へ通勤・通学などによる流出人口を引いた人口。

夜間人口：市に常駐する人口。

長寿命化

計画的な点検・修繕・改修を実施し、施設の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことによって施設の耐久性を高め、余分な修繕費用を抑えるとともに建替え等の全面的な更新の周期を延ばす取組のこと。

津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定区域を踏まえ、津波が発生した場合に、住民その他の者の生命・身体に危害が生ずるおそれがあり、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき範囲について、都道府県知事が指定した区域のこと。

津波浸水想定区域

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波が発生した場合に想定される浸水の範囲について、都道府県知事が指定した区域のこと。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長時間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称のこと。

都市機能

医療・福祉・子育て支援・教育・商業などの生活サービス施設や、駅をはじめとした交通結節点といった、都市やそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能のこと。

都市基盤

道路・鉄道・学校・病院・公園といった、市民の生活や産業活動を支える施設やライフラインの総称のこと。

都市計画運用指針

都市計画制度の運用に関して、原則的な考え方が示された国土交通省が定める指針のこと。

都市計画区域

都市計画法に基づき、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲で、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域について、都道府県知事が指定した区域のこと。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める計画のこと。

都市公園

都市計画法に基づき、国や地方公共団体により設置される公園または緑地のこと。

都市構造

都市を形成する上で必要な骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成のこと。

都市構造再編集中支援事業

立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し、国が集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業のこと。

都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、あわせて都市の防災に関する機能を確保するため制定された法律のこと。

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域について、都道府県知事が指定した区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造を規制すべき区域について、都道府県知事が指定した区域のこと。

土地区画整理事業

一定の区域内で、土地所有者から少しずつ提供してもらった土地を公共施設用地や事業資金用の売却地などにすることで、宅地の地形・形状の改善とあわせて公共施設の整備を一体的に行う事業のこと。

土地の高度利用

有効な空き地の確保や、敷地の統合も含めた一定以上の敷地規模の確保、建物の高層化といった手法により、良好な市街地環境を形成し、限られた土地を効率的に利用すること。

な 行

年少人口

年齢が 0～14 歳の人口のこと。

は 行

ハード対策

構造物の整備等により、自然災害を防止・軽減するような物理的な対策のこと。

ハザードエリア

自然災害が発生した場合に、被害を生じる可能性がある場所のこと。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

樋門

堤防を横断して水路を設けることで、排水や取水を行う施設のこと。

ポンプ場

大雨や台風といった水災害が発生した場合に、浸水を防ぐため、雨水を汲み上げ、川や海へ放流する施設のこと。

ま 行

メッシュ

網の目状に当分した地区のこと。

や 行

誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、その立地を誘導すべき都市機能を増進させる施設のこと。（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であり、都市機能の増進に著しく寄与する施設のこと。）

用途地域

都市計画法に定める地域地区の一つで、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めたもので、第一種低層住居専用地域をはじめとする 13 種類の地域のこと。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する方のこと。

ら 行

陸閘

海岸堤防等と一体的に整備され、津波や高潮の発生時に閉鎖することで、海水等の侵入を防止するとともに、開放することで堤防等の海側にある港湾・漁港の利用者や車両等が横断できるようにする構造物のこと。

臨港地区

都市計画法に定める地域地区の一つで、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（水域）に隣接する陸域に指定された区域のこと。

老年人口

年齢が 65 歳以上の人口のこと。

蒲郡市立地適正化計画　資料編

令和元年７月（令和６年６月改訂）

発行　蒲郡市

編集　蒲郡市都市開発部都市計画課

〒443-8601　愛知県蒲郡市旭町 17 番１号

TEL　0533－66－1142（直通）

FAX　0533－66－1193